議案第　１　号

令和７年度貝塚市一般会計補正予算（第 10 号）の件

令和７年度貝塚市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５４，９０２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４２，５５４，１９８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

令和８年１月 15 日提出

貝塚市長　酒　井　　了

第　1　表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9,077,332	454,902	9,532,234
	2. 国庫補助金	1,682,361	454,902	2,137,263
歳 入 合 計		42,099,296	454,902	42,554,198

歳　出　　　（単位　　千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 商工費		291,577	454,902	746,479
	1. 商工費	291,577	454,902	746,479
歳　出　合　計		42,099,296	454,902	42,554,198